

令和3年(2021年)8月30日

保護者の皆様

甲賀市教育委員会
教育長 西 村 文 一

新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は本市の教育行政、とりわけ学校教育の推進に関して、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、夏休み期間中における新型コロナウイルスの全国的な感染の急拡大に伴い、滋賀県におきましても、8月27日～9月12日まで「緊急事態宣言」の対象地域となり、これまで以上の感染予防対策が求められているところです。

夏休み明けも引き続き、学校では感染防止対策を徹底することにより、児童生徒の安全確保に努めてまいります。ご家庭におかれましても、下記の点についてご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 学校行事について

- ・運動会や体育祭、修学旅行や校外学習、文化祭や発表会、学習参観などの学校行事については、感染状況を踏まえながら、日程や内容の変更、延期、中止などの措置を行い、学校から連絡をいたします。

2. 中学校における部活動について

- ・「緊急事態宣言」中は、原則として中止とします。

3. 新型コロナウイルスワクチン接種について

- ・市が実施します12歳から18歳までのワクチン接種に関しましては、市から各ご家庭に届きます案内をご覧ください。尚、ご不明な点等がありましたら、甲賀市役所内新型コロナウイルス感染症対策室（電話 69-2154 平日 9:00～17:00）までお問い合わせください。
- ・お子様が医療機関等においてワクチン接種を受け、登校しなかった場合は、「欠席」としますが、接種前後の時間に登校した場合は、「遅刻」「早退」ではなく、「出席」とします。
- ・接種日を含め、副反応の症状により学校を欠席する場合は、「出席停止」とします。

4. 風邪等の症状がある場合の対応について

- ・お子様に風邪等の症状（頭痛・発熱・腹痛・下痢・吐き気・せき・のどの痛み等）がある場合は、自宅で静養させてください。
- ・風邪等の症状で登校しない場合、または同居の家族に風邪等の症状が見られるために登校しない場合は、これまで通り、医療受診の有無にかかわらず、「欠席」ではなく「出席停止」とします。この場合、インフルエンザ等で出席停止となる場合と同様に、保護者から学級担任に報告用紙を提出してください。報告用紙は学校よりお渡しします。
- ・お子様や同居の家族に風邪等の症状等が見られなくても、同居家族に高齢者の方がいらっしゃるなどの理由から、感染が心配で学校を休む場合は、学校へご相談ください。

5. お子様ご本人が「感染者」および「濃厚接触者」と確認された場合について

- ・お子様の症状、検査日、自宅療養期間等について、学校への連絡をしてください。
- ・休日中に確認された場合は、これまで通り、甲賀市役所までご連絡ください。折り返し、教育委員会・学校教育課担当者より保護者に電話連絡を行い、詳細について聴き取った後、教育委員会より学校に連絡をいたします。

土・日曜、祝日の連絡先	甲賀市役所 電話番号 0748-65-0650 8:30~17:15 日直の市職員が電話対応をいたします。
-------------	--

6. 児童生徒および教職員において「感染」が確認された場合の学校の対応について

- ・該当校において、保護者宛の説明文書を持たせて下校させます。また、翌日以降の授業や行事の実施等については、保健所の調査結果等を踏まえた指示により、学校メール等で保護者に連絡します。
- ・教職員に「感染」が確認された場合は、市のホームページで「市内小中学校の教職員に感染が確認された」という表現で公表します。

7. その他

- ・学校からの帰宅後や休日等において、感染を避ける行動を家族ぐるみでとっていただきますようお願いいたします。
- ・感染状況の拡大等により、国や県、および市の対応が変化する場合は、改めて連絡をさせていただきます。ご了承ください。

【担当】

甲賀市教育委員会事務局
学校教育課 前田 正 松村隆雅
TEL 69-2244 FAX 69-2293